

二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例改正の概要

1. 欠格条項の適正化

第3条第1号 成年被後見人又は被保佐人 を 削除

【経過】

①成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）

成年被後見人等の人権尊重、不当差別を防ぐために成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度についての検討と必要な見直しを行うこととされました。なお、必要な法制上の措置について本法律施行後3年以内を目途とすることとされました。

②成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年6月14日公布）

欠格事項の見直し一括整備法であり改正対象法律は180本程度あります。

参考：地方公務員法の一部改正（令和元年12月14日施行）

2. 字句修正

第3条第2号 禁固 を 禁錮 に修正

【理由】法律上の使用例がないため字句修正をします。

3. 条文の明確化

第3条第3号 第6条の規定により免職 を 第6条の規定により懲戒免職 に変更

【理由】第6条は懲戒について規定されているため『免職』とは『懲戒免職』を指すことと解釈することができますが、より明確化させるために『懲戒免職』と変更します。

（懲戒）

第6条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当するときは懲戒処分するものとする。

- (1) 消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は義務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 前項の懲戒処分は、次の区分によりこれを行う。

- (1) 免職
- (2) 停職
- (3) 訓戒

◎〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）

（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）

（抄）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（欠格条項）</p> <p>第四条 次各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>（削る）</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>二 第六条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>三 （略）</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第四条 次各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>三 第六条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>四 （略）</p>